

# 竹富町観光協会入会要綱

(趣旨)

第1条 この要項は、竹富町観光協会（以下「本会」という。）入会にあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 会員相互の連携と調和を図るため、町内で営業する良心的な事業所及び定款第3章会員第6条に該当する事業所の入会を促すことを目的とする。

(入会基準)

## 第3条

入会を希望するものは、法令及び条例で義務付けられている各種届出や許認可を取得していることを証明する書類を、当会所定の入会申込書及び同意書並びに下記①～④の事項に関する書類とともに提出し、三役会の承認を得なければならない。

- ①竹富町に住民登録し、居住していること。
- ②住所地区の公民館の会員であること。
- ③ツアーガイドは、竹富町認定ガイドの登録をしていること。（制定後）
- ④法人の場合、地方税に関して町に納税・提出していること。

2. 事業所が次の各号いずれかに該当する場合は、入会を認めないものとする。

- ①短期間のみ開業する事業者
- ②本会や各種団体等に対して、当該店の利用者や近隣住民からその営業内容や地域での実態について複数回苦情が寄せられている事業所
- ③青少年の健全育成上好ましくない事業、環境上好ましくない事業と認められるもの
- ④反社会的勢力が関与する事業、公序良俗に反する営業内容、風俗営業と認められるもの

3. 事業者及び法人が竹富町に在籍していない場合は、三役会の承認を得るものとする。

附則

この要項は 2019年4月1日から施行する。